

長野県柔道連盟懲戒規定

平成 26 年 4 月 13 日

(目的)

第 1 条 本規定は、長野県柔道連盟（以下「本連盟」という。）が担う、講道館柔道の普及発展と、青少年の健全育成へ寄与するという重要な役割を鑑み、柔道における暴力行為その他不適切な行為の根絶を図り、もって講道館柔道の普及発展と本連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(違反行為)

第 2 条 本連盟を介して公益法人全日本柔道連盟（以下「全柔連」という。）に登録している者は、次の行為（以下「違反行為」という。）を行ってはならない。

- (1) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、身体的暴力、暴言、いじめ、パワーハラスメント行為等を行うこと（暴力・暴言）
- (2) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、指導の必要な範囲を明らかに超えた身体的接触、わいせつ行為や性的な言動、つきまとい行為、交際の強要等を行うこと（わいせつ・セクハラ）
- (3) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、競技力の向上とは明らかに無関係なしごきや罰としての特訓等の不合理な指導を行うこと（不適切な指導）
- (4) 全柔連のドーピング防止規定に違反し、又は法令で禁止されている薬物を使用・所持等すること（ドーピング・薬物）
- (5) 競技会等の円滑な運営を妨げる行為や施設の不適切な利用等を行うこと（大会運営施設利用不適切行為）
- (6) 補助金等の不正受給、不正利用、本連盟の財産の横領、不適切な支出、不正経理等不適切な行為、不正な利益を供与し、申込み、要求し、又は約束すること（不適切経理）
- (7) 反社会的勢力と関係を有すること（反社会的勢力と関係）
- (8) 法令や全柔連及び本連盟の規定、処分等に違反すること（法令・規定違反行為）
- (9) その他柔道の品位を害し、又本連盟の名誉を害する行為（品位を汚す行為）

(違反行為に対する処分の種類)

第 3 条 違反行為を行った者は、その内容及び情状に応じて次の区分により懲戒処分を受ける。なお、指導者資格、審判資格等の停止、喪失等の処分は別に行うことができる。

- (1) 口頭による注意
- (2) 文書による戒告
- (3) 指導者に対しては 1 年以内の期限を限っての指導活動の禁止
- (4) 競技者に対しては 1 年以内の期限を限っての公式試合への参加禁止

2 このほか、違反態様によっては、全柔連で登録禁止その他の処分を実施することがあ

る。

3 違反行為を行った者の違反行為を教唆、幫助した者、監督すべき立場にある者で監督を怠ったと認められる者も処分の対象とする。

4 処分の基準は別表のとおりとする。

(事案への対応)

第4条 会長は、会員、報道その他により違反行為が疑われる事案を把握した場合は、速やかに全柔連に報告するとともに、特別委員会を設置することができる。

(1) 特別委員会の構成は、会長、副会長、理事長、事務局長及び会長が必要と認める者とする。

(2) 特別委員会は、事案を調査し、調査結果により別表に定める処分の基準を踏まえて、審議の上、処分案を会長に答申するものとする。

2 会長は、全柔連から違反行為又は全柔連が直接認知した事案につき調査及び処分の検討を要請された場合は、特別委員会を設置することができる。

3 処分の対象となった者に対しては、弁明の機会を与えなければならない。

(処分)

第5条 会長は、特別委員会の答申を受け、必要と認める場合には懲戒処分を行うものとする。

2 処分の結果は、速やかに全柔連に報告するものとする。

(不服申し立て)

第6条 処分を受けた者は、処分に不服がある場合には、全柔連に対して文書により不服を申し立てることができる。

2 不服申し立ては、処分を受けた日から14日以内になされなければならない。

(別表)

処分の基準

	指導・競技の禁止	警告	注意
暴力・暴言	○	○	○
わいせつ・セクハラ	○	○	○
不適切な指導	○	○	○
ドーピング・薬物	○		
大会運営施設利用不適切行為	○	○	○
不適切経理	○	○	
反社会的勢力と関係	○	○	
法令・規定違反行為	○	○	○
品位を汚す行為	○	○	○

具体的な違反行為の悪質性・重大性に応じ、処分決定する。過去において処分を受けている場合には、再度の処分であることを踏まえて処分すること。